

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月8日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	465,597 円	令和6年4月27日午前9時25分、我孫子市布佐1301番地我孫子市立布佐中学校敷地内において、駐車するため賠償相手方が乗用車を前進させ、側溝の上を通過したところ、側溝が破損していたことからグレーチングが跳ね上がり、当該乗用車のリアバンパー、エキゾーストチューブ等を損傷させた。	令和6年6月25日
			市 100% 相手方 0%